

○ 岡山県後期高齢者医療広域連合広告掲載要綱

平成31年3月11日

広域連合告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の資産への広告の掲載又は掲出を通じて、民間企業等との協働により広域連合の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる広域連合の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 広域連合の広報印刷物

イ 広域連合のウェブページ

ウ その他広告媒体として活用できる資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告媒体の決定)

第3条 広告掲載を行う広告媒体は、事務局長が定める。

(広告掲載の基本的な考え方)

第4条 広域連合の広告媒体に掲載し、又は掲出する広告は、広域連合の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報によるものでなければならない。

(広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの又は選挙に係るもの

(5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの

(6) 社会問題についての主義主張

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

(9) 内容又は責任の所在が不明確なもの

- (10) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるもの、その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと広域連合長が認めるもの

2 広告掲載に係る業種及び事業者、前項の規定により広告掲載を行わない広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに、事務局長が定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、予定価格及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、事務局長が定める。

(広告掲載の付記事項等)

第8条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として、民間事業者等の広告欄であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記するものとする。

(広告掲載の取消し)

第9条 事務局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が広域連合の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 広域連合の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(審査機関)

第10条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、岡山県後期高齢者医療広域連合広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員長は、事務局長とし、副委員長は、事務局次長とする。

3 委員は、総務課長、総務課主査、業務課課長補佐、業務課資格賦課係長、業務課給付係長とする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代行する。

(会議)

- 第11条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。
- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
  - 3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
  - 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課の課員を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
  - 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。